

第 1 回 苫小牧市宿泊税に関する懇談会 議事録

- ◆開催日時 令和 7 年 5 月 2 9 日（木） 9：15～11：00
- ◆開催場所 苫小牧市役所 9 階 議会大会議室
- ◆出席委員 黒井委員、佐藤委員、永井委員、樋口委員、不川委員、外圍委員、本田委員、本間委員

◆次第

- 1 開会
 - 2 委嘱状交付
 - 3 委員紹介
 - 4 副市長挨拶
 - 5 座長及び副座長の選任
 - 6 座長及び副座長挨拶
 - 7 議事
- (1) 宿泊税の考え方について

【事務局】

～資料に沿って説明～

- (2) 意見交換

【外圍座長】

それでは、ただいまの事務局からの説明を受けまして、議（2）「意見交換」に移りたいと思います。

本日は初回ということもありますので、テーマごとに順を追って進める形にしたいと思います。まずは、進行の順番の確認をさせていただきます。

最初に「導入の必要性・目的」から始めまして、その後に「宿泊税の使い道」、「課税対象と免除対象」、「スケジュール」へと進みます。

本日の会議時間は 11 時までとなっておりますので、時間が許せば「税率」のところまで議論を進めたいと考えております。

それでは、皆様のご意見を伺ってまいりたいと思います。各テーマの冒頭では、私から投げかけをさせていただきますので、それに応じてご発言をお願いいたします。

まずは、宿泊税導入の必要性および目的についてです。
先ほど説明があった資料 12 ページをご覧ください。

今回の議題は「宿泊税導入の意義」についてとなります。提示された必要性、および目的に対して、皆さまが共感できるところ、あるいは違和感を抱かれる点があれば、率直にご発言いただければと思います。

それではまず、黒井委員から本間委員まで、それぞれご発言をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【黒井委員】

宿泊税の導入にあたっては、観光に携わるものにとって必要性は当然あると考えています。データでもわかる通り、実際に苫小牧に宿泊されている方は、札幌のような観光目的とは異なり、ビジネスでの利用や、スポーツ合宿が多いのが現状だと思います。

そういう方々が宿泊される中で、納税者としての宿泊者に納得できる、共感できる、使い道を示さないと理解は得られないと思います。

道外・道内の観光地であれば、観光客の皆さんが楽しめる施策を行うと思うが、極端に言う
とビジネス客に対して理解いただける内容が求められると考えます。

【外圍座長】

黒井委員からは、ビジネス客に対する課題が示されました。

【佐藤委員】

ホテル旅館組合の立場として、主に 2 点について発言させていただきたいと思います。

1 点目は、「地域性への配慮」です。

これは、先ほど木村副市長からもお話があった「苫小牧の地域性を踏まえる必要がある」というご発言と、全く同じ言葉を私たちもお願いしようと思っていたところです。

2 点目は、「我々宿泊事業者への経営的な配慮」です。

この 2 点を柱にお話しさせていただきます。

まず地域性に関しては、具体的に、苫小牧ホテル旅館組合がどのように対応してきたかについて、少しだけ説明させていただきます。

確か 2019 年に、北海道が宿泊税導入の検討を始めた段階で、苫小牧としては「ビジネス客に配慮をしてほしい」具体的には、「8,000 円以下は非課税にしてほしい」という点と、「修学旅行を非課税にする」というのが道庁の方針で示されたので同じように「大会・合宿での宿泊も非課税にしてほしい」という要望を、地元選出の道議会議員を通じて、道庁に打診しました。

しかし結果としては、「話は聞きましたが、それは無理です」という返答でした。理由としては「税の公平性」という一言で片付けられてしまったのが、去年のことです。

この話に対して、我々が非常に不満を持っているのは、もともと道庁で制度設計を主導していたのが、「観光温泉旅館」など富裕層・インバウンドをメインに集客している事業者、修学旅行をメインにしている大手観光旅館の声ばかりが拾われていた、ということです。

それにより、制度の設計は「どれだけ税収を大きく取れるか」だけが優先され、我々が申し上げた「8,000 円以下非課税」や「大会・合宿非課税」のような要望は、制度設計の中で全く考慮されなかったと感じています。ビジネス客が多い苫小牧市はビジネス客に配慮して「8,000 円以下非課税」にすると大きな税収を見込めなくなるということが考えられるので、現実的には「8,000 円以下非課税」はないとも考えています。

実際、私たち苫小牧のホテル旅館組合では、昨年、組合の利用施設 14 施設を対象に「どのくらいビジネス客がいるのか」というアンケートを取りました。

結果としては、70～80%がビジネス目的の宿泊客でした。予想通りの結果です。

一方、観光目的で訪れる方は、全体の 10～15%程度です。

ビジネスで泊まっている方は、冬の閑散期には 6,000 円台、夏の繁忙期でも 10,000 円を超える程度で、平均して 8,000 円前後の宿を探しているのが実態です。

このような宿泊実態がある中で、例えば 1 泊 8,000 円で泊まるビジネス客と、19,800 円の宿に泊まる観光客が同じであり、仮に 300 円（道 100 円・市 200 円）の宿泊税を払うとしたら、負担割合に大きな差が出ます。

ビジネス客の負担割合は宿泊代の約 4%、観光客の負担は 1～1.5%程度です。

これを数字で見ると、ビジネス客の方が遥かに重い税負担を強いられているということがわかります。

また、実際に請求時に「宿泊代 8,000 円＋宿泊税 300 円」と記載することになりますが、この 300 円が「ちょっと高いな」と感じられてしまう、できれば 200 円程度で抑えてほしい

というのが本音です。

次に、経営に関する問題についてです。

我々は特別徴収義務者となるわけですが、分掌上は「お客様からお預かりして、市に納める」という形になります。

ですが実際には、ビジネス客の多くは、少しでも安く泊まりたいというニーズが強く、「その300円を宿代に入れてよ」という要望が出ることは間違いありません。

そこをどう潜り抜けていくかということに非常に不安な気持ちをもっています。

高単価で観光目的で来ていただくお客様には比較的理解されると思いますが、実際に6,000円～6,300円位で宿を探している方に「プラス300円です」と言ったら、「冗談じゃないよ。

ひっくるめて6,300円ぐらいでまとめてよ」という話が現実的にあると思います。

お客様が宿泊税の支払いを拒否した場合、我々事業者が肩代わりすることになるのではないかと非常に不安を感じています。

現状の制度設計では、お客様からいただけなかった場合にどうすればいいのか、具体的な対応策が示されていません。

そのまま事業者が負担することになれば、それは固定資産税以上に重い新たな負担になります。

消費税とは違い、相殺される仕組みがないため、宿泊税はダイレクトに我々の経営を圧迫する要素になります。この点において、我々のような低価格帯のビジネス客を対象に運営している事業者にとって大きな不安材料になっております。

【外圍座長】

はい、ありがとうございました。佐藤委員からは、「地域性を考慮した制度設計の必要性」や「ビジネス客中心の宿泊実態に即した課題」、さらには「事業者への過大な負担への懸念」について、具体的かつ詳細なご意見をいただきました。

【永井委員】

観光協会の永井です。

まず、宿泊税の必要性についてですが、私は必要だと考えています。

ただ、そもそもこれまで苦小牧は、「工業のまち」「通過型のまち」と言われていて、「観光のまち」として明確な方針が見えていなかった部分があると思っています。

宿泊税を導入するということであれば、それはつまり、市が本気で観光に力を入れていくとい

う姿勢を示すのであれば必要があると思います。

「国や北海道全体がその方向に進んでいるから、苫小牧もなんとなく導入する」というような姿勢であれば、それは違うんじゃないかと思います。

やはり、地理的な特性や地域資源、観光資産などを踏まえた上で、しっかりとしたビジョンを持ち、「本気で観光を育てていく」という姿勢を明確にしていくことが大事だと思っています。

また、先ほど黒井委員、佐藤委員からもお話がありましたが、苫小牧の宿泊客は7～8割がビジネス客です。

その現状を踏まえた上で、「観光客を5割増やしていく」というくらいの明確な意志や目標を持って、宿泊税を導入するのかどうか、そこが問われると思います。

目的についても同様で、導入したことで得られる税収を何に使うのか、それを具体的に市民や事業者に示していくことが非常に重要です。

それがはっきりしないと、良い悪いの判断すらできません。

【外圍座長】

はい、ありがとうございます。永井委員からは、「宿泊税導入には市の本気度が必要」「導入目的の明確化と具体的な用途の提示が不可欠」といったご意見をいただきました。

【樋口委員】

北洋大学の樋口と申します。

私の方からも、宿泊税導入の必要性について意見を述べさせていただきます。

まず、苫小牧は現在「通過型」の観光になっているという点から、率直な印象として、「宿泊税を導入することで、かえって観光客が遠のいてしまうのではないか」という不安も最初はありました。

しかし、他の地域の事例も少し調べてみたところ、たとえば福岡や京都などでは宿泊税を導入したことによって観光客が減ることはなく、むしろ増加したケースもあるという情報を見ました。

そういった意味で、必ずしもマイナスに働くわけではないのだなという認識を持ちました。

ただ、それらの地域はもともと観光地としての認知度が高い場所でもあるため、苫小牧のように宿泊客の7～8割がビジネス目的であるような地域でどう影響が出るのかは、正直なと

ころまだ読み切れない部分があると思っています。

宿泊税を導入することによって、「苫小牧が観光に力を入れていく」というメッセージを発信する機会になるのではないかと感じています。

先ほど永井委員もおっしゃっていたように、「他の地域がやっているから苫小牧も」という姿勢ではなく、苫小牧も観光に力を入れていくのであれば宿泊税の導入をすることによって観光をこれから推進していく発信にもなると考えています。

【外圍座長】

はい、ありがとうございます。樋口委員からは、「導入は市の観光への意志表明となり得る」といったご意見をいただきました。

【不川委員】

全日本ホテル旅館連盟北海道支部の不川でございます。

私は北海道の宿泊税導入の諮問委員も担当した立場として、今回の苫小牧市における宿泊税導入について、「同じ轍は踏みたくない」という思いがあります。

その上で、苫小牧という地域特性をしっかりと踏まえたうえで、本当に宿泊税が必要なのか、またその目的は何なのかという点を丁寧に考えていきたい。

皆様からもお話がありましたように、苫小牧ならではの問題点があり、事前に提示された資料の数字についても、その拾い方にはできあがった形で持っていこうという意図が感じられます。

観光ビジョンでも示されていたように、この宿泊税を「本気で観光に力を入れるための財源」として位置づけていただければ、財政上の問題も考えながら、業界としても協力を検討する余地はあると考えています。

ただし、先ほど佐藤委員もおっしゃっていたように、宿泊業界にとっては非常に負担は大きいと思います。

ある宿泊施設で実際に計算してもらった際、宿泊税の金額に対し一様に驚かれていました。これは毎年継続的に納めるものです。単なる一時的な負担ではないということを、ぜひ認識していただきたいと思います。

そういった事情から、業界としては「反対」と明確に申し上げるつもりはありませんが、導入にあたっては地域性のあるメリハリのある対応を求めたいと考えています。

また、佐藤委員からもお話があった通り、苫小牧の宿泊客の7～8割はビジネス客です。

最新のデータでは、年間の延べ宿泊者数 60 万人のうち、約 46 万人がビジネス目的とされています。

つまり、全体の 4 分の 3 以上がビジネス需要であり、このような構造の中で宿泊税が導入されるといことは、実質的にはその多くがビジネス利用客に課税されることになり、業界への負担は非常に大きくなるのです。

その上で、観光振興の必要性があるという点については理解し、協力する用意もあることを申し添えておきます。

【外園座長】

ありがとうございました。不川委員からは、「業界としての負担の大きさ」と「観光振興の必要性を認識し、協力の意思はある」といったご意見をいただきました。

【本田委員】

苦小牧金融協会の本田でございます。

宿泊税についてですが、個人的には「もうこれは避けて通れないもの」「ある意味、仕方のない流れなのではないか」という思いを持っています。

配付された資料などを拝見しますと、他の自治体でも次々と導入されているという動きがある中で、苦小牧市としてもこの流れに対応していくことが求められているのではないかと感じました。

私自身、生まれも育ちも苦小牧ですので、地元の実情はよくわかっているつもりです。

やはり観光施設や観光資源がまだまだ乏しいという状況は、他の方もおっしゃっていた通りです。

逆に言えば、宿泊税を導入することによって、苦小牧の観光を活性化する一つのきっかけになり得るのではないかと考えます。

もちろん、これにはその使い道がしっかりと説明され、納得感が得られることが前提ですし、その後の議論でも重要なポイントになってくると思います。

ただし、観光業界の方々の立場に立てば、「また一つ新たな負担が増えるのか」という思いがあるのも当然だと思います。

そうした意味では、導入にあたっては慎重な対応が必要ですし、業界との丁寧な対話や説明が不可欠だと思います。

こうした背景を考慮しながらも、やはり観光振興や街の活性化を進める上で、宿泊税は必要

な制度の一つではないかというのが、私の意見です。

【外圍座長】

ありがとうございました。本田委員からは、「宿泊税は避けて通れない流れであり、観光振興の一助になる可能性がある」とのご意見をいただきました。

【本間委員】

苫小牧市スポーツ協会の本間でございます。

まず、宿泊税については、個人的には導入すべきだろうと考えています。

これまでの皆さんのお話にもあった通り、苫小牧市には観光客が非常に少ないという現状があります。

配布資料の表を見ても、7月・8月に宿泊客がピークを迎えているものの、11月から3月まではいわゆる「閑散期」となっていて、この期間の動きが非常に鈍いのが分かります。

私はスポーツ協会に所属していますので、そちらの立場から申しますと、スポーツ大会やスポーツイベント、合宿の誘致を強化していくことで、閑散期の人の流れを増やすことができるのではないかと考えています。

最近では民間のスポーツ関連団体や協議会との連携も進んでおり、コラボレーションを通じて大きな大会を開催すれば、それに伴ってチーム数や宿泊者数も増え、市全体の賑わいにもつながると思います。

宿泊税の具体的な税率や価格設定については、今後の議論で事業者の皆さんと丁寧に相談しながら決めていくべきだと思いますが、宿泊税は導入するべきと考えます。スポーツ関連の取り組みを通じて宿泊者数を底上げすることは、宿泊税の導入にも良い影響を与えるのではないかと考えています。

ビジネス客だけでなく、スポーツ大会などを目的とした団体や個人の利用も含めて、苫小牧を訪れる人の数を増やしていくことが、宿泊税を機能させるためにも重要だと感じています。

【外圍座長】

ありがとうございました。本間委員からは、「宿泊税導入には賛成であり、特に閑散期にスポーツ大会の誘致を通じた人流の拡大が有効」とのご意見を頂戴しました。今後の議論にあ

たって、スポーツ振興と宿泊需要の関係も大きな視点となるかと思います。

皆さまからは先ほど、ビジネス客が多い苦小牧の特性における課題や、宿泊事業者側の負担に関するご意見、また、導入にあたっては観光振興への“覚悟”を示すべきというご意見も頂戴しました。

これらのご意見については、今後の整理・取りまとめに反映していきたいと考えております。

それでは次の議題に入らせていただきます。

次は「宿泊税の使い道」についてです。

先ほど、事務局からは資料 15 ページに基づいた説明がありました。

今回は、皆さまのお立場から見て、有効だと思われる活用方法あるいは、現状の案に対してご懸念や改善点がある点などをぜひお聞かせいただきたいと思っております。

議論を進めるうえでの前提として、見込まれる税収規模について、まずは事務局より改めてご説明をお願いします。

【事務局】

年間 1 億円以上の税収を確保していきたいと考えております。

【外圍座長】

ただいま、年間 1 億円以上の税収規模を確保したいとの説明がありました。

この税収規模の見込みを踏まえまして、皆さまから、ご意見をいただければと思っております。

【本間委員】

宿泊客をいかに伸ばすかというのがキーになると思いますので、それを良く議論していただいて、「こういうことに注力しますよ」ということを皆さんでしっかり議論していきたいと考えております。

【本田委員】

使い道に関しての具体的な提案ですが、たとえば、駅前から観光地へのアクセスを改善する手段として、駅前から港周辺などへ循環バスを走らせるというのは良いのかと思っております。

せっかく立派な港があり、キラキラ公園の整備も進んでいて苦小牧市のシンボリック的存在になっています。

ですが、実際に歩いてアクセスするにはやや距離があるため、観光客の移動手段を確保することは非常に重要だと思います。

【外圍座長】

交通インフラ整備に宿泊税を活用することは、まち全体の魅力向上にもつながるということですね。

【不川委員】

先ほど「年間1億円程度の税収を確保したい」というご説明がありましたが、例えば仮に1人あたり200円を課税すると、1億円の税収を得るには50万人分の宿泊が必要になります。しかし、私の認識では、現在の宿泊者数は30万～40万人程度が精一杯ではないかと考えております。

もし、見込みが外れて税収が1億円に届かなかった場合、どう対応するつもりなのかが気になります。

また、最初に予算ありきでスタートしておいて、「足りないから」と途中で200円を300円、400円に引き上げていくような話にならないかという点も、非常に懸念しております。そのあたりの見込みの立て方、積算の前提について、もう少し説明していただきたいと思います。

【事務局】

令和5年度の苫小牧市の観光宿泊者数は約16万泊で、観光客の割合は全体の25～26%程度と推定しており、これをもとに全体で約60万泊程度と試算しております。

【外圍座長】

税収を確保するという点はもちろん大切ですが、その使い道をどうするのか、どのような目的で何に活用していくのかといった視点も、非常に重要だと思います。

その点についても、今後の議論の中でしっかりと整理していく必要があると感じています。

【樋口委員】

宿泊税の使い道については、現時点ではまだ具体的に何に使うかというところまでは明確になっていないと思いますが、やはり冬季期間の宿泊客が少ないという点を課題として考えると、例えば冬の閑散期にも観光客を呼び込むための魅力的なものがあれば良いと思います。

観光というのは、非常に裾野の広い産業でもありますので、使い道に関しては、やはり透明性のある形で、目的や効果が分かるような使い方をしていただきたいというのが私の意見

です。

まだ具体的に「これに使うべきだ」と断定できる段階ではありませんが、今後の議論を通じて、より明確にしていく必要があると感じております。

【外圍座長】

使い道をしっかり提示しないと理解していただけないということもあると思います。

【永井委員】

現在、観光協会として様々なイベントを実施しておりますが、その中で一番の課題は、イベントに来られたお客様をどう宿泊に繋げるかという点です。

特に、イベントが集中する夏場は宿泊需要が高く、そもそも部屋が確保できないという状況があります。例えば、苫小牧で開催しているミライフストが9月に予定されていますが、その際も「泊まりたいのに部屋が取れない」という声が寄せられています。

一方で、冬場は比較的部屋に余裕があることから、ここをどう活用するかが大きなポイントになります。夏には観光客に加え、スポーツ大会や合宿も多く開催されており、宿泊施設の稼働率が非常に高くなります。ですので、そういった大会や合宿、あるいは文化・ビジネス系のイベントなどを冬季にシフト・誘致していくことが有効ではないかと考えます。

例えば現在、Jリーグ合宿の誘致にも取り組んでいます。こうしたものが冬場に開催されることで、大きな経済効果が期待できます。スポーツ合宿はもちろんのこと、展示会や学会、文化的イベントの誘致も非常に有効です。特に文化イベントは季節に左右されにくく、年間を通して開催できる可能性があるため、冬場に重点的に誘致することで、閑散期の需要喚起につながると考えています。

また、文化的なイベントに対する助成は現状ほとんどないのが実情で、開催者の自己負担となっているケースが多いです。今後冬場の文化的イベントの誘致や、展示会、会議等の誘致を増やし、市民会館も新しくなるので、そういうところで冬場の宿泊客を増やしていき、宿泊税を財源とした支援制度の整備に使うことは良いことかと思えます。

そして、冬場の誘致を強化する一方で、夏場の宿泊施設の逼迫による負担増加についても配慮が必要と感じますので、繁忙期における対応強化にも、目的を明確にした支援を行う必要があると考えます。

【佐藤委員】

宿泊業界を代表して意見を述べさせていただきます。

まず、今回の宿泊税の目的が「年間の宿泊者数を増やすこと」であるとするならば、他の皆さんもおっしゃっていたように、冬場の閑散期の集客対策に重点的にお金を使っていたきたいというのが業界としての希望です。

一方で、ある委員からもご指摘のあったように、宿泊税の導入は「苫小牧市として今後観光に力を入れていく」という意思表示や覚悟を示すメッセージ的な意味合いもあると思っています。ですので、その両面を考慮する必要があると感じています。

ただし、業界としての実利を考えると、やはり冬季の閑散期への対策に重点的に活用してほしいというのが希望です。今年の2月については、インバウンド需要の高まりもあり、札幌雪まつりに限らず各地で冬のイベントが開催され、非常に観光客が多く、宿泊施設が満室となる週末も多く見られました。そのため、例えば冬季のイベントを2月に集中させるのではなく、あえて他の時期に分散させる工夫も必要だと思います。

一番効果的なのは、スポーツ大会や合宿だと考えていますので、冬の閑散期にスポーツ大会等を誘致するための方法に使っていただきたい。苫小牧はアイスホッケーの拠点でもあり、たとえば大学の日本学生氷上競技選手権大会（インカレ）は、開催地の確保が難航しており、関係者の中には苫小牧が毎年開催地になってもいいという声も出ています。ただし、全国からオフィシャル職員や審判（レフェリー）などを招くには旅費等の経費が課題となっており、宿泊税をそうした大会誘致に活用することは非常に有効な使い方だと考えます。

インカレだけではなく、インターハイについても、「毎年苫小牧で開催できないか」といった打診も来ていると聞いています。大会の前後には合宿も行われるため、10日前後の長期滞在につながる点で、経済効果は非常に大きいです。

このようなスポーツツーリズムへの活用が、業界としては最も期待しているところです。

【黒井委員】

宿泊税の用途の方向性ということで示されていますが、これは逆で、納税者が「自分が支払った税が何に使われたか」「納税者にどのようなメリットがあるか」を実感できるようなものでなければ目的税の意味をなさないと感じています。

用途の3は行政が取り組むべきこと、用途の2は宿泊事業者や行政が取り組むべきこと、納税者が一番メリットを感じるのは用途1で、皆さんがおっしゃっているようにスポーツ・観光・アドベンチャーツーリズム・スポーツツーリズムや、ビジネスで来られる方も、自分や

家族が宿泊した町でイベントやサービスが受けられた、というような具体的なメリットが伝わる仕組みが必要と考えます。

そう考えると、1億円では到底足りないとは思いますが、そこをきっかけに政策を進めていき、苫小牧をアピールしていくことが有意義な使い道と考えます。

【外圍座長】

最初に課題として示された年間の繁閑差の課題や納税者のメリットになる使い方という点について、ご意見をいただきました。

次に課税対象と免除対象についてご意見をお伺いしたいという風に思います。どのような宿泊施設や利用者に課税すべきか、また一方で免除の対象とすべき事例があるかどうか、まあもちろん公平性の観点ですとかさらには現場での実務運用、まあ影響も踏まえながら皆様のご意見を聞きたいと思います。

【樋口委員】

他地域では、修学旅行生などに対して宿泊税の免除措置を設けている例がありますが、苫小牧市における修学旅行での宿泊実績について、現状どの程度の割合なのか、把握されていまずでしょうか。

【事務局】

修学旅行に関しましては、現時点で詳細な実態把握が難しい状況にあります。

また、毎年継続して修学旅行で苫小牧に宿泊されているというようなお話も、あまり聞いていないのが現状です。

そのため、修学旅行としての宿泊利用は現時点では少ないのではないかと考えております。

【黒井委員】

実際に、私どものところでも年間で1件あるかないかという印象です。

【永井委員】

例えば、苫小牧は免除だけど、北海道全体では免除されないとか、そういう地域差も有りなのであれば、「苫小牧はスポーツ合宿に対して免除しますよ」と言うことで、誘致の際にプラス要素になるのではないかと考えています。

【佐藤委員】

ビジネス利用に関して完全非課税というのは、やはり難しいと思います。ただ、宿泊税の「額」については、それほど負担になるものではありません。先ほどお話ししましたように、

道が 100 円、市が 100 円で計 200 円といった水準なら、現実的な範囲だと考えています。

とはいえ、その程度の税収、例えば 5000 万円程度であれば、「こんなに会議を重ねてまで、果たしてやる意味があるのか」と、今正直なところ少し疑問に感じている部分もあります。苦小牧で宿泊税を導入するというのは、やはり簡単な話ではなく、非常に難しいという実感があります。

それと、免除の話に戻りますが、もちろん、大会や合宿を免除していただけるのであればそれに越したことはありません。特に合宿などに関しては、先ほど永井委員がおっしゃったように、免除を打ち出すことで「苦小牧は合宿誘致に積極的ですよ」とアピールできます。これは非常に良い武器になると思っています。

現在、苦小牧には合宿補助金制度がありますが、上限が 10 万円となっています。例えば、大学生たちは、夏に 21 泊して 10 万円なんて軽く超えます。ですが、そうした長期合宿宿泊に対して上限を設けないとすれば、たとえば現在は 1 人 1 泊 1,000 円の補助金が出るわけですが、これを 1,500 円とか 2,000 円に増額してもらえると、日本アイスホッケー連盟で合宿を実施した場合には、1 人あたり 2,000 円の補助が出るようになっているのですが、苦小牧もそれに近いレベルで補助を出せると強みになります。

つまり、「宿泊税はいただきますが、その分、補助金を手厚く用意していますよ」というセールストークが可能になります。条件としては「上限撤廃」なども検討していただきたいです。他の制度と抱き合わせるなどの方法もあるかもしれませんが、どちらにしても、合宿誘致を積極的に進める上で、何か PR できる“お土産”的施策があれば非常にありがたいと思っています。

【黒井委員】

教育に関わること、たとえば修学旅行やスポーツ、青少年に係る宿泊に対して課税することについては、慎重に判断する必要があると思います。ただし、税には公平性の原則がありますので、いただくものはいただくという考え方も必要だと考えています。

佐藤委員がおっしゃったように、別の観点から「苦小牧に来たらこういう良いことがある」と感じていただけるような仕組みや、スポーツに関連する事業などを具体化していくべきではないかと思います。具体的な内容については私なりに考えを持っていますが、ここでは割愛いたします。

また、ビジネスやその他の目的で訪れる方にも、苦小牧には余暇の時間を楽しめる要素があ

ることや、それによって得られるメリットを実感していただけるような施策が必要だと考えます。

そうした取り組みによって、宿泊される方だけでなく、宿泊業者にもメリットがございいます。現在の稼働率は特に冬季において、年間を通して半分程度にとどまっている状況がございいます。稼働率が札幌のように向上すれば、より多くの施策を展開することが可能になると思います。

したがって、宿泊税を「税金としてどのように使うか」という観点にとどめるのではなく、市の活性化や、将来を担う若い世代にとって魅力的で楽しい街にしていくための財源として、積極的に活用していただきたいと考えております。

【不川委員】

市の財政上の問題を考えた場合、必ずしも反対の立場ではありませんが、有効に活用できる政策をこうした機会に作っていただきたいと考えています。

特にスポーツ団体が来る場合については、私は個人的に非常に危機感を抱いています。連盟の本間さんにご協力いただきながら、9月に大学の交流戦が行われているのですが、参加する中で感じるがあります。

苫小牧と同様に、釧路ではホッケー人口が減少し、実業団もなくなってしまい、火が消える寸前の状況です。その火を消さないために、大学生を苫小牧に呼んで試合を開催していますが、その取り組みを釧路に一生懸命持っていこうとしています。苫小牧は立地の面でやや天狗になりすぎていたのではないかと感じています。

苫小牧に来る前に4、5か所で試合が行われていますが、その中でプレミア（価値）がついた場合、試合が他に持っていかれる可能性があります。こうした危機感を強く持っています。

ここで議論されている内容を活用し、スポーツ関係の誘致や文化系の誘致を有効かつ目に見える形で施策として作っていただければと思います。

免税や非課税にまでは至らなくとも、スポーツ関係に対しては何らかの配慮をした制度設計をお願いしたいと考えています。

【本田委員】

皆さんおっしゃる通り、やはり修学旅行ですとか、スポーツ合宿については、できるだけ非

課税の対象とした方がいいと思います。

【本間委員】

助成金の問題もあるのですが、可能であれば修学旅行についてはよく考えていったほうが良いと思います。

それと、先ほど少しお話しましたが、最近は修学旅行で苫小牧に来られる学校が、カーリング体験をしたいという要望を出されることが増えてきています。こちらとしてもスポーツ協会としてカーリングの用具を準備するなど、対応しようとしています。

それから、さきほど話にも出たように、大会開催の話ですね。全国規模の大会や、いわゆるインターハイの大会など、高体連からもそういった話が来ています。会場として3会場大会会期が4日間と決まっているものですから苫小牧はリンクを3会場、練習会場を含めると4会場持っていることもあり、そういうことでの依頼がすごく多い。ただ釧路もリンクを3つ持っていて、インカレも含めてインターハイ、国スポを持ってきたい。苫小牧と釧路とで取り合いになっている。

苫小牧が持つ施設の強みを有効活用しながら、人を呼び込む施策に注力していただければと思っています。そうすることで、宿泊税の活用についても意義が見出せるのではないかと感じています。

【外圍座長】

分かりました。皆さんからは、教育関係やスポーツ関係に結びつけたさまざまなご意見をいただきました。

【事務局より補足】

先ほど、免除の関係についてお話がありましたけれども、たとえば免除の対象を設定するようになった場合、証明書の提出が必要になると考えています。例えば修学旅行であれば、学校長が発行する証明書のようなものが必要になってくるかと思います。したがって、「こういったケースを免除対象にします」とする場合には、何らかの証明を求める運用になるだろうというふうに考えております。

また、これに加えて、現状、北海道の考え方としては、修学旅行などの学校行事に関する宿泊は免除対象となっている一方で、例えばスポーツ合宿については、課税対象とされています。仮に苫小牧市が合宿も免除対象とするような形をとった場合でも道税はかかってきます。他の地域との差異が生まれ、また宿泊事業者の方々にとって運用の負担が増す可能性があります。そうした懸念点もあることを、事務局としてコメントさせていただきます。

【不川委員】

次回、もう一度懇談会の機会があるかと思いますが、今回のように宿泊税が徴収されるということになる場合、実際に徴収の対象となる苫小牧市の施設について、どのくらいの施設数があるのかといった基本的なデータも、早めにお示しいただけるとありがたいです。

たとえば、民泊が含まれるのか、旅館業法の許可を持っている施設が何件あるのか、などの情報ですね。旅館業法に基づいて営業許可を受けていれば、モーテルなどもホテルや旅館として営業しているわけですが、すべてから徴収するのか。観光客が実際に宿泊する施設として、どの範囲が対象になるのかという観点からも、次回までに対象施設の件数や属性がわかる資料をご用意いただければと思います。

【事務局】

現在（令和 7 年 4 月末現在）で、旅館業法の許可を受けている宿泊施設の件数は以下の通りです。

ホテル・旅館営業施設：41 か所、簡易宿所：12 か所、下宿：13 か所

住宅宿泊事業法（民泊）届出施設：6 か所

これらを合計すると、72 か所となります。

【外圍座長】

今回は、これらのデータを一覧で示した資料を準備いただいて、また、先ほども樋口委員からご意見がありましたように、修学旅行の割合なども合わせてご提示できればと考えております。

最後に、スケジュールについて皆さんから一言ずつご意見を伺いたいと思います。資料の 16 ページに記載のある通り、現在のところ、令和 8 年 4 月の導入を一つの目安としておりますが、これを踏まえて、ご意見をいただければと思います。

【黒井委員】

スケジュールについてですが、まずは納税者への周知が最優先だと思います。納税者が「何のために宿泊税を払うのか」その目的・内容を理解していただくことが大前提です。

その上で、行政側が令和 8 年度からスタートできる体制にあるというのであれば、よろしいのではないかと。それが難しいようであれば次年度…というふうに考えています。

【佐藤委員】

私は以前、「システム改修にお金がかかる」という理由で、道と足並みを揃えた方がいいの

では、という話をしたことがあります。

ただ、やる前提であれば、道のシステムと一緒に改修することも可能です。むしろ、その方が効率的かもしれません。資料には「市のシステムが間に合わないかもしれない」と書かれているようですが、そこはお任せしたいというのが正直なところです。

最初は「早い方がいい」と申しましたが、今はそれを撤回して、市の判断にお任せしたいと思います。

現状、もう道のスケジュールが決まっているのでやるしかない中で、苫小牧市における宿泊施設のシステム事情を見ますと、言ってしまうと、システム回収改修に数十万円かかるところもあれば、300万円というところもあります。実際、システム面で難しいのは、黒井委員のところやチェーン系のホテルさん、チェーンのホテルは本部主導で全部やると思いますのでなんとかなります。

【永井委員】

北海道と足並みを揃えて令和 8 年に導入というのが一番わかりやすいと思います。逆に時期をずらすなら、2 段階になってしまいますので、道と合わせていくのが良いと思います。

【樋口委員】

私はシステム上の話とか、観光施設の視点ではなく、やや一般的な住民の感覚に近い立場でお話させていただきます。

この令和 8 年 4 月から導入するという案についてですが、納税者や宿泊事業者に対する周知がしっかりできるのであれば、そのスケジュールで良いのではないかと考えています。

ただ、導入時期は少し早いのではないかという印象もあります。とはいえ、皆さんの理解が得られるのであれば、令和 8 年 4 月からでも対応可能だと思います。ただ早いような気がしています。

【不川委員】

スケジュールについてですが、やはり事前周知の期間は非常に重要だと思います。

全国でもそうですが、現場のフロントでお客様にどのように宿泊税を説明するのか、これは大きな課題です。たとえば、カード支払いの中で宿泊税は別に現金支払いというところが多い、それで「なんで？」というやり取りが発生するわけです。

京都などでも、外国人観光客とのトラブルが多く報告されています。つまり、宿泊者への周知と施設側のフロント対応、この両面における準備期間が必要だと思います。その意味で、十分な時間を確保することが重要だと考えていますが、ある程度は苫小牧市の意向に沿いたいと思います。

【本田委員】

皆さんのお話にもありましたように、私は道のシステムに合わせて導入が良いと思います。2段階になるより、どうせやるなら一度にやる方が良いと思います。

【本間委員】

私も基本的には道と合わせていった方が良いと思います。令和8年4月からの導入をめぐって他の市町村と足並み揃えるのが良いかなと思います。

【外圍座長】

皆さんの意見ありがとうございました。

仮に令和8年4月からの導入を想定するのであれば、そこまでの間に具体的な周知スケジュールや内容を明示して、皆さんが「これなら十分」と納得できる形にしていく必要があります。

その上で、もし「いや、それでは不十分」という声があるようであれば、再度検討の場を設けていきたいと考えています。

また、本日は税率の話についても意見が出ましたが、時間の関係で本日は割愛させていただきます。次回、改めて「定額制・定率制・段階的定額制」について、皆さんのお立場からご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

8 その他

【外圍座長】

では、最後に全体として何かご意見がある方いらっしゃいますか。

【佐藤委員】

先ほどシステム改修の話が出ましたが、現在、道からシステム改修の1/2補助があるという話があります。苫小牧市から1/2補助が出ると「全額補助される」という認識を持っている方もいるようですが、そのあたりの情報はどうなっているのでしょうか。

【事務局】

現時点では、道からの補助に関しては 1/2 上限があるということだけは聞いていますが、苫小牧市としては明確にお示しできるものではありません。今後、皆様のご意見も伺いながら、制度設計とあわせて検討してまいりたいと考えています。よろしく申し上げます。

【外圍座長】

それでは、以上で本日の案件はすべて終了となります。事務局にお返しさせていただきます。皆様、ありがとうございました。

9 閉会

【事務局】

本日の資料および議事録につきましては、準備ができ次第、市のホームページに掲載予定です。

次回の懇談会は 7 月中旬頃を予定しておりますが、日程については今後皆様と調整のうえご連絡いたします。

それでは、以上をもちまして、「第 1 回苫小牧市宿泊税に関する懇談会」を終了いたします。皆様、本日はありがとうございました。